

学校における盗撮防止ガイドライン

～ 児童生徒を盗撮の被害から守るために ～

**令和 8 年 1 月
岡山県教育委員会**

目 次

1	ガイドラインの作成に当たって	1
2	ガイドラインの概要	2
3	盗撮防止に向けた対策	3
(1)	人的アプローチ	
ア	教職員に対するアプローチ	
イ	児童生徒（保護者）に対するアプローチ	
(2)	物理的アプローチ	
ア	環境整備	
イ	盗撮防止の視点を取り入れた校内点検	
ウ	撮影機器及び撮影データの管理	
(3)	警察との連携	
4	参考	5
(1)	関係法令等	
(2)	懲戒処分の指針（岡山県教育委員会）抜粋	
(3)	その他	
※	盗撮防止点検表	7

1 ガイドラインの作成に当たって

児童生徒を守り育てる立場にある教職員が、児童生徒に対して性暴力等を行うことは断じてあってはならず、教職員による児童生徒性暴力等を根絶していくことは喫緊の課題です。

このような中、令和7年11月、県内の小学校に勤務する教諭が盗撮等をした疑いで逮捕される事案が発生しました。

岡山県教育委員会では、このことを重く受け止め、各校において校内にカメラ等の不審物がないか一斉点検を実施しました。そして、今後、こうした事案を発生させないよう、校内における教職員等による盗撮を防止し、児童生徒・保護者の安全安心を守ることを目的に、「学校における盗撮防止ガイドライン」を作成しました。

本ガイドラインにおいて、これまで実施してきた児童生徒性暴力等の未然防止に向けた取組を、人的及び物理的アプローチから整理するとともに、新たに盗撮防止の視点を取り入れた校内点検の実施や警察とのより一層の連携を図った取組等により、学校における盗撮防止の徹底を推進していく方針を示しました。

○これまでの取組

人的アプローチ

- ・ 校内ルール、「子どもたちを守る5つの禁止行為」の徹底（日常）
- ・ コンプライアンス推進員通信等によるタイムリーな注意喚起（日常）
- ・ コンプライアンス研修の実施（定期）
- ・ 児童生徒（保護者）への相談窓口の周知、アンケートの実施（定期）
- ・ 生命（いのち）の安全教育、情報モラル教育の実施
- ・ 互いに相談し支え合える職場づくりの推進



物理的アプローチ

- ・ 整理整頓によるカメラ等を設置させない環境づくり（日常）
- ・ 校内点検（安全点検）による校内の破損箇所や気になるところ等の確認（定期）
- ・ 校内ルール等に基づく撮影機器等の管理（日常）

○新たな取組

物理的アプローチ

- ・ 盗撮防止の視点を取り入れた校内点検（年3回程度・不定期）

警察との連携

- ・ 警察との連携による専門的な視点からの指導、助言を生かした取組の推進

岡山県教育委員会では、本ガイドラインを踏まえ、学校や関係機関等と連携を強化しながら、盗撮をはじめとする、児童生徒性暴力等の根絶に向けた取組を一層推進していきます。

2 ガイドラインの概要

学校における盗撮防止ガイドライン(概要)

～児童生徒を盗撮の被害から守るために～

人的アプローチ

注意喚起

- ・校内ルール等の徹底
- ・コンプライアンス推進員通信等によるタイムリーな情報提供

研修実施

- ・コンプライアンス研修の充実
「性犯罪・性暴力等」に関するテーマで年2回実施

互いに支え合える職場づくり



「教職員による性犯罪・性暴力等に関するアンケート」等実施

生命（いのち）の安全教育 情報モラル教育の充実

相談窓口の周知徹底

物理的アプローチ

環境整備

- ・カメラ等設置防止のための日常的な整理整頓の徹底

盗撮防止の視点を取り入れた 校内点検

- ・年3回程度(不定期)
 - ・衣服を着脱する場所等
 - ・複数の教職員等による目視
- ※カメラ等を発見した場合、
警察・教育委員会へ直ちに連絡

撮影機器及び 撮影データ管理

- ・原則、学校管理の機器を使用
- ・情報セキュリティポリシーの遵守



警察との連携

- ・警察庁作成資料の活用
- ・専門的な指導、助言を生かした環境整備
- ・一層の連携体制の構築 等

3 盗撮防止に向けた対策

(1) 人的アプローチ

ア 教職員に対するアプローチ

- 教職員に対して許可なく校内でスマホを使用することを禁止するなどの校内ルール等の徹底
- コンプライアンス推進員通信等の情報を活用したタイムリーかつ定期的な注意喚起の実施
- コンプライアンス研修の一層の充実
※県内統一のテーマとして、「性犯罪・性暴力等」に関する研修を年2回実施する。
- 互いに相談し支え合える職場づくりの一層の推進

イ 児童生徒(保護者)に対するアプローチ

- 「教職員による性犯罪・性暴力等に関するアンケート」等の実施
- 生命(いのち)の安全教育、情報モラル教育の一層の充実
- 1人1台端末の活用等による、相談窓口の周知徹底

(相談窓口)

- 性暴力被害者支援センター「おかやま心」 086-206-7511
- 岡山県青少年総合相談センター
(ハートフルおかやま110) 086-224-7110
- 岡山県教育庁教職員課
(コンプライアンス・不祥事に関する相談) 086-226-7915
- 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
(教職員による児童生徒へのセクハラ相談窓口) 086-226-7589
- 岡山県総合教育センター教育支援部
(教職員による児童生徒へのセクハラ相談窓口) 0866-56-9115

(2) 物理的アプローチ

ア 環境整備

カメラ等の設置防止策として、校内の日常的な整理整頓の徹底

イ 盗撮防止の視点を取り入れた校内点検

回数：年3回程度(不定期)

場所：校内で児童生徒・教職員が衣服を着脱する場所等

方法：複数の教職員等による目視

対応：カメラ等の不審物を発見した場合、むやみに触らず直ちに管理職に報告
管理職は直ちに警察、所管の教育委員会に連絡

記録：各学校で作成した「盗撮防止点検表」(p.7、8)の活用

※県立学校については、県教育庁教職員課コンプライアンス担当が、学校訪問の際に点検方法や「盗撮防止点検表」等を確認する。

◎ 効果的な点検（様々な方法等を組み合わせて実施）

【時期】

- ・ 年末年始や夏（冬）季休業日などの長期休業
- ・ 学習発表会・文化祭、運動会・体育祭の直前直後
- ・ 健康診断や水泳の授業等の実施期間前や期間中
- ・ オープンスクールの直前直後

【方法】

- ・ 学年団で結成したチームによるお互いの学年の教室・トイレ等の点検
- ・ 校舎配置図を活用した点検漏れの防止
- ・ 学校保健安全法等に基づく施設設備の安全点検と併せた点検
- ・ ミニ研修資料39、52を活用した研修と合わせた点検
※39「学校には危険がいっぱいⅡ」 52「学校での盗撮を防げ！」
- ・ 事前予告なしの点検
- ・ カメラ探知機等を使用した点検

【視点】

- ・ 警察庁作成資料等を参考にした点検 (専門家の視点)
- ・ 学校運営協議会等で校内の点検方法の議論 (保護者・地域の視点)
- ・ 児童生徒に校内で気になる箇所等を確認 (児童生徒の視点)

ウ 撮影機器及び撮影データの管理

・ 撮影機器

児童生徒の活動等を撮影する際には、原則、学校管理の機器を使用し、私用機器の使用は不可

※ただし、やむを得ない場合で管理職が特に許可をした場合はこの限りでない。

・ 撮影データの管理

撮影した写真等のデータは、情報セキュリティポリシー*に従い、学校指定のフォルダ等（学校サーバや学校指定のクラウドなど）に保存、管理

保存後は撮影機器内のデータ及び学校指定のフォルダ等以外のデータを速やかに削除

※管理職の特段の許可により、私用の機器を使用した場合も同様（私用のクラウドなどに保存しないよう留意）とする。

*各自治体で定めた情報セキュリティポリシー（岡山県は「岡山県情報セキュリティ基本方針」「岡山県教育情報セキュリティ対策基準」「実施手順」）のほか、各学校で定めた校内ルール等を含む、情報セキュリティ対策に係る文書を指す。

(3) 警察との連携

- ・ 警察庁作成資料活用による教職員研修の充実
- ・ 盗撮をさせない校内環境の整備に向けた専門的指導・助言等の活用
- ・ 事案発生時に対処できる体制の一層の構築

○令和7年11月5日付け、7初初企第8号（文部科学省通知「児童生徒性暴力等の未然防止及び早期発見等に向けた警察との連携の推進について（通知）」）から

【別添1】「児童生徒への性暴力防止のために～その行為が人生を壊します～」（教員研修用教材）

【別添2-1】「盗撮事犯に係る防犯対策～施設管理を行うにあたって～」（施設管理者向け資料）

【別添2-2】点検等のポイント抜粋版（「盗撮事犯に係る防犯対策～施設管理を行うにあたって～」（施設管理者向け資料）17、18頁）

【別添3】警察庁「匿名通報ダイヤル」、「ヤングテレホンコーナー」関係資料

4 参考

(1) 関係法令等

- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（教員性暴力等防止法）
- ・ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）
- ・ 岡山県迷惑行為防止条例（※盗撮行為の発生場所が県外である場合は発生場所の都道府県が定める条例）
- ・ 岡山県青少年健全育成条例

(2) 懲戒処分の指針（岡山県教育委員会）抜粋

性犯罪・性暴力等（注1）関係

○児童生徒等（注2）に対する性犯罪・性暴力等

ア 児童生徒等に対して児童生徒性暴力等を行った教職員は、免職とする。

イ 児童生徒等に対してセクシュアル・ハラスメント（上記アに該当するセクシュアル・ハラスメントを除く。）を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする。

○児童生徒等以外の者に対する性犯罪・性暴力等

ア 児童生徒等以外の者に対して性犯罪・性暴力を行った教職員は、免職又は停職とする。

イ 児童生徒等以外の者に対して、相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントを行った教職員は、減給又は戒告とする。この場合において、当該行為を繰り返した教職員は、停職又は減給とし、特に悪質と認められるときは、免職とする。

(注1)「性犯罪・性暴力等」とは、「児童生徒性暴力等」、「性犯罪・性暴力」及び「セクシュアル・ハラスメント」をいう。

①「児童生徒性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「児童生徒性暴力防止法」という。）第2条第3項各号に掲げる行為をいう。

②「性犯罪・性暴力」とは、不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布、痴漢、のぞき、ストーカー行為、性的姿態撮影等の法令に違反する行為をいう。

③「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる性的な内容の発言、電話、手紙の送付、電子メールやSNS等による通信、インターネット上の書き込み、身体的接触、つきまとい等をいう。このうち、児童生徒等に対する悪質なセクシュアル・ハラスメントは、児童生徒性暴力防止法に定める児童生徒性暴力等に該当する。

(注2)「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

①学校（児童生徒性暴力防止法第2条第1項に規定する学校をいう。）に在籍する幼児、児童又は生徒

②18歳未満の者（上記①に該当する者を除く。）

（3）その他

本ガイドラインは、必要に応じて隨時見直しを行う。

盗撮防止点検表

点検日	
点検棟	
点検者1	
点検者2	

※ チェック欄は○・×で記入

該当ない場合は「-」で記入

(1) 普通教室等

		チェック欄	備考
1	鍵の管理や教室移動の時などの施錠は適切に行われているか。		
2	床に不自然な剥がれや穴、不審な物などはないか。		
3	天井や壁、棚、ロッカーに不自然な剥がれや穴などはないか。		
4	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
5	整理整頓されているか。(乱雑に物は置かれていないか、不審な物はないか。)		
6	置かれている物に不審な穴・テープはないか。		
7	窓の鍵に破損はないか。		
8	鏡や窓ガラスは不審な構造になっていないか。		
9	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
10	黒板消し、机の中や裏、椅子の裏に不審な物はないか。		
11	換気扇や通気口、扇風機、エアコン、照明器具などに不審な物はないか。		
12	ディスプレイや時計、プロジェクター、スピーカー、配線周りなどの機器類に不審な物はないか。		
13	清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴・テープはないか。		
14			

(2) トイレ

		チェック欄	備考
1	換気扇、照明器具、天井付近に不審な物はないか。		
2	鏡や窓ガラスは不審な構造になっていないか。		
3	個室の建具、鍵、隙間のスペースに不審な物や不審な穴・テープはないか。		
4	トイレットペーパーに不審な物は差し込まれていないか。		
5	便器の内側や周辺に不審な物はないか。		
6	使用していないコンセントは閉鎖しているか。		
7	清掃用具入れやサニタリーボックスの中に不審な物はないか。		
8	整理整頓されているか。(トイレの備品は必要最小限で)		
9			

(3) 更衣室

		チェック欄	備考
1	使用しない時は施錠されているか。		
2	鍵の管理は適切に行われているか。		
3	床に不自然な剥がれや穴、不審な物などはないか。		
4	天井や壁、棚、ロッカーに不自然な剥がれや穴などはないか。		
5	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
6	余計な物は置かれていないか。		
7	置かれている物に不審な穴・テープはないか。		
8	窓の鍵に破損はないか。		
9	鏡や窓ガラスは不審な構造になっていないか。		
10	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
11	換気扇や通気口、扇風機、エアコン、照明器具などに不審な物はないか。		
12	清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴・テープはないか。		
13	間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置は講じられているか。		
14			

(4) 保健室		チェック欄	備考
1	使用しない時は施錠されているか。		
2	鍵の管理は適切に行われているか。		
3	床に不自然な剥がれや穴、不審な物などはないか。		
4	天井や壁、棚、ロッカーに不自然な剥がれや穴などはないか。		
5	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
6	整理整頓されているか。(乱雑に物は置かれていませんか、不審な物はないか。)		
7	置かれている物に不審な穴・テープはないか。		
8	窓の鍵に破損はないか。		
9	鏡や窓ガラスは不審な構造になっていませんか。		
10	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
11	換気扇や通気口、扇風機、エアコン、照明器具などに不審な物はないか。		
12	清掃用ロッカーなどは整理され、扉に不審な穴・テープはないか。		
13	間仕切りや目隠し等、中が見えないための措置は講じられているか。		
14	ベッドや検診器具などに不自然な箇所などはないか。		

(5) 部室・合宿所・体育館の諸室		チェック欄	備考
1	使用しない時は施錠されているか。		
2	鍵の管理は適切に行われているか。		
3	床に不自然な剥がれや穴、不審な物などはないか。		
4	天井や壁、棚、ロッカーに不自然な剥がれや穴などはないか。		
5	壁に不要な掲示物やテープは貼られていないか。		
6	整理整頓されているか。(乱雑に物は置かれていませんか、不審な物はないか。)		
7	置かれている物に不審な穴・テープはないか。		
8	窓の鍵に破損はないか。		
9	鏡や窓ガラスは不審な構造になっていませんか。		
10	カーテンやカーテンレールに不自然な箇所などはないか。		
11	換気扇や通気口、扇風機、エアコン、照明器具などに不審な物はないか。		
12	更衣を利用している箇所の場合は、(3)の点検を行う。		
13			

(6) 階段・廊下・昇降口		チェック欄	備考
1	床に荷物は乱雑に置かれていませんか。		
2	壁の下部や掲示物等に不審な穴・テープはないか。		
3	階段の下から覗くことができる状態はないか。		
4	下足入れ(特に未使用箇所や下部)に不審な物はないか。		
5			

(7) プール及びプールの更衣室		チェック欄	備考
1	外部からの覗き見防止設備(目隠しなど)は適切に機能しているか。		
2	プールを使用していない時に出入口は施錠されているか。		
3	プールの出入口等の鍵の管理は適切に行われているか。		
4	プールサイドやシャワールームに不要な物はないか。		
5	すのこの下やマットに不審な物はないか。		
6	更衣室は、(3)の点検を行う。		
7			

※ 点検項目等は、各学校の実態に合わせて、追加・変更して活用する。